

「原発再稼働の公約違反」と「老朽原発の60年運転」について 県主催の公開説明会で関西電力に説明させてください

<申し入れ事項>

1. 再稼働の公約違反を犯した関西電力に大飯3・4号と高浜3・4号の運転停止を求めてください。
2. 40年ルールを踏みにじって高浜1・2号と美浜3号を60年運転するのを認めないでください。
3. 福井県民への公開説明会を県主催で開き、関西電力にこれらについて説明させてください。

私たちは1月23日、西川前知事に対し、「大飯3・4号の再稼働を認める条件として関西電力が自ら公言した約束（2018年内の使用済燃料中間貯蔵施設立地点公表）を守れなかった以上、直ちに運転停止を求めてください」と申し入れましたが、「関西電力は2020年に向けて努力しており、原発停止などの罰則を与える必要はない」と拒否されました。関西電力から県民への説明も謝罪もないまま原発の運転が継続されているのは県民を愚弄するものと言えます。残念ながら、本県は県知事選の争点になりませんでしたので、新知事に就任された貴職に改めて「約束不履行の代償として大飯3・4号の運転停止を関西電力に求める」よう申し入れます。また、プルサーマルによる使用済MOX燃料は使用済ウラン燃料とは異なり100年以上プール貯蔵しなければ乾式貯蔵へ移すこともできません。高浜3・4号についても運転を停止させ、これ以上プルサーマル運転を計画・実施しないよう求めて下さい。

関西電力等は、特定重大事故等対処施設の2回目の期限延長を求めていましたが、原子力規制委員会は4月24日、今回は期限延長を認めない決定を下しました。その結果、高浜3号と4号は2020年8月3日と10月8日、高浜1・2号は2021年6月9日、美浜3号は2021年10月25日、大飯3・4号は2022年8月24日を期限として、特重施設が竣工していなければ運転停止になります。「規制の虜」状態にあった原子力規制委員会が崖っぷちで踏ん張ったと言えますが、法令遵守・約束厳守は「企業の社会的責任CSR」の「基本中の基本」です。「約束違反しても許される」という悪しき前例を容認し続けることはもはや許されません。貴職も今回は踏ん張るべきです。

40年ルールを踏みにじっての「高浜1・2号と美浜3号の60年運転」も許されません。緊急炉心冷却装置ECCS作動時に原子炉容器が破断しかねない原発5基（破壊されやすさを示す脆性遷移温度の高い順に、玄海1号、高浜1号、大飯2号、美浜1号、美浜2号）のうち4基はすでに廃炉になりましたが、高浜1号は60年運転に向けて工事中です。同じく工事中の高浜2号と美浜3号もこれら5基に続いて原子炉容器の脆化（脆くなる現象）が進んでいます。

また、美浜3号では基準地震動が少し増やされただけで、使用済燃料貯蔵ピットのリラッキング用ラックや同ピットのある補助建屋の基礎岩盤に耐震性のないことが明らかになり、大規模な改修工事が行われています。「十分な耐震性がある」と40年間言われ続けたことが全くのウソだったのです。活断層の評価法は変わりましたが、基準地震動の評価法は従来通りであり、基準地震動は依然として過小評価されたままです。今回は「十分な耐震性がある」と言われても、どうして信じることができるでしょうか。

ましてや、『ひび割れた機器・配管を補修せずとも次回定期検査まで耐えられる』と電力会社等が評価すればそのまま運転を継続でき、運転期間も13ヶ月から24ヶ月まで延長できる」という新検査制度が来年4月から施行されようとしています。この新検査制度は震災直前に実施され始めたのですが、福島事故で中断していたものです。これが老劣化の進んだ老朽原発に適用されるのは言語道断です。

そこで、上記の3項目を申し入れますので、真摯にご検討くださるようお願い申し上げます。

若狭連帯行動ネットワーク福井県連絡先 越前市入谷町13-20 山崎隆敏
サヨナラ原発福井ネットワーク 越前市瓜生町51-2 若泉政人